

會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號四第 卷二十第

行發日一月四年十正大

## 論叢

勞働資本協調方法としての利潤配分……………法學博士 田島 錦治

需要曲線供給曲線及び價格曲線……………法學博士 河上 肇

地方所得稅に於ける特別稅對附加稅……………法學博士 神戶 正雄

獨逸直接稅の變革……………法學博士 小川 郷太郎

植民地の財政政策……………法學博士 山本美越乃

## 時論

農業銀行國營の必要……………法學博士 河田 嗣郎

## 說苑

各國貿易概觀……………法學士 小島昌太郎

## 雜錄

Sunderlandの日本文明評……………法學博士 財部 靜治

明代の救濟制度……………文學士 清水 泰次

時論

農業銀行國營の必要

河田 嗣 郎

農業金融が兎角思はしからぬ状態なるが爲めに、之を改善するの必要ありとし、先づ不動産金融機關の組織改善を行はんとして、一時問題の喧しかつたのは、大正七年の議會開會中のことであつた。當時我が經濟界は戦時景氣の最高潮に棹して居た時分であつて、平素は資金不足に苦む日本勸業銀行や多數の府縣農工銀行の如きも、資金吸收の容易なるに加へて貸付金の返還も續々と行はれ、手元資金の潤澤なるが爲めに、日本勸業銀行と府縣農工銀行とは、貸付業務上稍や競争の地位に立つこととなり、幾多の面倒も這間に伏在する有様であつた。そこで一面には其の面倒を除き、一面には又戦後經營の一として農業金融の道を整へ豊富なる資金を圓滑に融通して、我國の農業發達の爲めに大いに資する所あらんとするの意味を以て、日本勸業銀行と各府縣農工銀行との合併を行ひ、一大農業銀行と爲さんとするの企が、時の政府當局者に依て計畫せられた

のであつた。

當時之に對しては賛否色々の意見が行はれ、私自身も所見を本誌上に公にする所があつたが、結局問題は泣寝入となつてしまつて、爾來今日に及むだ。然るに本期議會の開かるゝに際して又此の問題は蒸し返さるゝこととなり、勸銀農工合併問題なるものが表はれて來た。而して今回又問題が蒸返さるゝに至つたに就いては、新たに加はつた動機もあらうけれども、主として先年來の問題の引續きが、解決を要求するに至つたと見るべきである。從て此の問題に對する賛否の議論も、双方ともに同じ事を繰返すに過ぎない次第で、格別新しい議論が表はれて來たとも思はれぬ。

## 二

先年勸業銀行と農工銀行との合併問題が表はれて來た際には、私は合併反對論者の一人であつた。爾來私の意見は本質的には何等變つた所はないが、然し今日の問題に對しては、私は先年と同一様の解釋を試みやうとは思はぬ。先年と同一様の根本見地に在り乍ら、然かも問題解決の爲めには、更に一步を進めたる議論を試むることの必要なるを思ふのである。

私が先年勸銀農工の合併に反對なる見地を持したるは、主として次の理由に依つたものである。即ち農業金融は廣く全國に普及し、如何なる僻陬の地と雖も、金融上に於ては揃い所に手の届く

やうでなければならぬと同時に、又相當に小額の貸付要求も快く容れられて、貸付に偏派なきを要し、つまり資金の融通は地方的に偏局することなく、又需要の金額に依て偏局する所なきを必要とする次第なるに、今日本勸業銀行といふ中央の銀行が各府縣の農工銀行を合併して、全國統一の中央集權的農業金融機關となり、然かもそが一の株式會社として營利を超越し得ざる業務を行ふものたるに於ては、たとへ多少政府の監督と輿論の監督とが之に加はるありとも、貸付は自ら大都市を中心とする地方に偏倚し、交通の便利よき地方に對しては資金の融通は行はるれども、交通不便なる僻遠の地方には及び難く、又貸付は擔保地の纏れる大口貸付に片寄ることとなり小口貸付が等閑に附せられ、更には又貸付は工業資金に偏して農業資金に薄くなるを避け難かるべしといふことであつた。即ち其の状態は恰も現に佛蘭西不動産銀行の實例の之を示すが如く偏倚せるものとなつて、農業の實際之れを要求する所に叶はず、銀行そのものは大に發達するも、一國全體に涉る農業金融といふことになれば、甚だ調子の整はざる、畸形の状態を呈するに至るべしと信せられるのである。

私は現今我國の農業不動産金融機關が、中央に日本勸業銀行を置き、地方には各府縣毎に農工銀行を設けしめたること、佛蘭西に於て一八五二年に當り初めて農業不動産銀行制の設けられたる時に於けるが如くし、農業そのものゝ地方的性質に鑑みて、其の制度を地方分權的にして居ること

とは、制度としては決して悪いとは信じ兼ねるものである。たゞ從來各府縣農工銀行の多數の働がとかく不十分で、其の經濟上の任務に孤負する所少からざるは、必ずしも制度そのものゝ罪とばかり謂ひ難く、又制度の罪なりとしても、制度の地方的性質は之を維持し乍ら、之を改善する道もありと信するのである。佛蘭西の如きが、最初地方的なる分立制を立て乍ら、間もなく之を革めて中央集權制となしたるが爲めに、右に示すが如く貸付の都市附近集中及び大口集中を結果するに至りたることは、よき殷鑑と爲すべき所と信するのである。<sup>2)</sup>

右の理由からして私は、今我國の農業不動産金融機關を中央集權的に統一し、日本勸業銀行をして府縣農工銀行を合併せしむるを許すことには反對の見地を取らざるを得なかつたのである。

而して此の理由からして合併を不得策と考ふる觀方よりすれば、其の合併を強制劃一的に行はしむるも、將又任意的に行はしむるも、其間多く差別の認むべきはなく、強制的合併たるにせよ、任意的合併たるにせよ、合併統一せらるゝ結果は、貸付の偏倚といふ事實を同様に齎すべきであるから、其の結果を恐るゝ意味よりすれば、兩者共に非なりとせなければならぬ。

私の此の見解は今日に至るも依然として變つては居らぬ。然るに政府は勸業農工の合併は今回愈々之を任意合併として實現せしむることゝし、其の成案を造るに至つた次第で、從て私は此に對して依然として其の得策たる所以を見出し得ないのである。

2) 本誌第六卷第二號一〇六頁以下照參

## 三

然るに翻て此を攻ふれば、現今の農工銀行地方分立制は、制度の大本に於ては、好く農業の實狀に叶ふものありと雖も、其の實際の働を見れば、少數なる例外を除き、多數は依然として業務不振の甚しきもので、農業資金の需要に對して十分なる供給を爲すを得ず、そが荷つて立てる經濟上の任務を果し得ざること頗る遠きを遺憾とせざるを得ざる有様である。一銀行としての其の地位すら守り難きものもある位で、やゝ強く謂へば、有れども殆んど無きに等しきやうなのが少からざる體たらうで、状態は此儘では所詮持續すべからざる事情もあるやうである。少くとも我が農業不動産金融機關をして全般的に今少しく働あるものたらしめ、之に依て農業の必要とする所を補ひ、其の發達を期せしめんが爲めには、何とかせなければ甚だ心元ない次第である。

此の意味に於ては、此際勸農兩銀の併合を行はしむることに依て、農工銀行中今や瀕死の状態に在るものをして、然らざれば半身不隨の状態に在るものをして、よく亡びて活くるの道を見出すを得せしめ、勸業銀行が大いに其手を擴ぐることに依て、農業金融機關としての其働を十分なるを得せしめんとする計畫は、一概に非難すべからざる所なりともせなければならぬ。日本勸業銀行が、全國に其手を擴げて農工銀行との關係を顧慮することなく、隨意に活動し得るものとなり、然かも各府縣に支店を置いて其の業務の網を張り渡すことゝならば、其の資金吸收力も大とな

り、従て其の放實力も大となり、よく農業の必要とする所に應じて、之を潤すことゝなるを得べしとする見解は、無下に之を排斥し得べからざるものありともせなければならぬ。

而して今合併を是なりとする者は、たとへ農銀を合併して之を中央集權的に統一するを許すにしても、其の合併を強制的のものゝ爲さざる限りは、中央集權制に伴ふ弊害は大いに之を回避し緩和するを得べく、合併の不利なりと思はるゝ地方の農工銀行は依然として之を存立せしむるを得べく、又合併せられたる農工銀行の代りには、必ず其所に勸業銀行の支店を置くことゝし、支店には其の地方の事情に明るき人を參與として置くを得るものと爲すに於ては、貸付が大都市附近に偏倚するの弊害をも防ぎ得べしと爲して、輒ち此の折衷的併合案を造り成すに至つたのである。

此の折衷案に依て果して能く集中制に伴ふ既述の弊害が避けられ得るや否やは、大いに疑問とせなければならぬ所で、私はそんな事では到底之を避け得らるべきものではなく、所謂任意合併は事實上に於ては終に強制合併と同一の結果を齎すに至り、又日本勸業銀行が依然として株式會社たる限りは、貸付偏倚の弊も防ぎ得らるべきにあらすと信するが、然し同時に、斯かる不徹底なる折衷策を講ずることゝ依てども、兎も角何とかして今の府縣農工銀行なるものゝ不振の状態を救ひ、農業に對して今少しく有效なる金融機關を造り與へなければならぬ必要の、大に迫まり

來れることだけは、之を認めなければならぬのである。今回合併策を行はんとするに至りたる政府者の眞の動機が那邊に存するにせよ、農銀改善の必要あること、其の方策を樹立するの急務なること、は、之を認めないわけには行かぬのである。

## 四

事情果して上に論示する所の如くなりせば、問題は一種の輕きデレンマに陥つて居るものと謂はねばならぬ。即ち現状の地方分權制は制度の主旨に於ては不可なけれども、其の機能の上に於ては兎角不十分な所があつて、之を改善するの必要あり、然かも之を改善するには、勸農兩銀の合併を行つて其の放資能力を大にし、其の業務を活氣付けること、せなければならぬ。然るに斯かる集中的制度を立つるに於ては、貸付は偏局するの恐あり、農業金融機關としての其働は之が爲めに大いに其の効果を減殺せらるゝことゝなるといふ次第で、止まるに止まり難く、進むに進む難き状態と見なければならぬ。

けれども此の困難は之を凌いで、何等かの有效なる解決の行はれなければならぬことは、現今洵に我が農業一般の要求する所とせざるを得ぬ。而して其の解決は、現状の地方的分布制を維持し、其の長所を保存し乍ら、然かも同時に其の放資能力を大ならしめ、又其の貸付を偏局せしめず、能く全国各地に於ける需要に對して遺憾なく資金の供給貸付を行はしむるといふことを以て



眼目とし、能く此の結果を擧ぐるに足るべき制度を確立することに存せなければならぬ。

然らば果して能く右の如く一舉兩得の結果を擧げ得べき解決策ありやといふに、私はそれは確かに有ると信ずる。而してそれは農業不動産銀行をば國營と爲し、今の日本勸業銀行と各府縣農工銀行をば、打て一丸と爲せる所のものを國家直營の金融機關と爲すことである。

惟ふに、農業不動産金融の半身不隨的なる現状を改善して、之をして有効のものたらしむる道としては、全國統一の金融機關を設けることが、本來は最も得策たるべくして、然かも得策たり得ざる所以のものは、現今日本勸業銀行といはず、各府縣農工銀行といはず、其等が共に皆私設の株式會社であらう、多少公共的要素が加味せられたりとはいへ、其の本質に於てはやはり營利團體としての會社に外ならぬからのことである。即ちそが營利上の目的を度外視する能はず、株主の利益とする所を無視すべからざる性質の團體たるが爲めに、若し今の日本勸業銀行をして今の儘にて全國の農工銀行を併合統一せしむるに於ては、其の放資能力は非常に大となり得るとも、其力が全國の各隅に迄行渡つて平均的に、少くとも公平に、用ゐらるゝことなく、營利上都合よきが爲めに、貸付が大都市附近や大口貸付に偏倚することゝなるを免れ難いのである。

然るに今若し此の農業金融機關の私的企業としての性質を失はしめ、日本勸業銀行なるものを國家直營の機關たらしめ、全國各府縣の農工銀行をも總て國營に移して日本勸業銀行の支店と爲し、總てを打て一丸と爲し、統一的農業金融系統を造り上ぐるに於ては、其の銀行の業務は、最

早營利上の顧慮を拂ふの必要はなくなり、國家の業務として行はるゝことゝなる次第だから、業務は専ら全國農業の實際に必要とする所を見て之に對して之を満足せしむることを眼目として行はるゝに至り、茲に甫めて貸付偏倚の弊害を招くを避けることが出来るのである。而して此の弊害をさへ避けることが出来るならば、全國統一的の一大中央銀行を造つて、其の實力信用を大にするといふことは、現今最も農業經濟上の必要とせらるゝ所であるから、國營制の下に國家が直接に大實力を以て農業不動産金融の任に當ることゝなるに於ては、全國の農業は之が爲めに潤ひ、現今の時弊たる金融梗塞資金枯渇の状態を救ひ得て、農業經濟一般の發達が之に依て大いに促進せらるべきは明かである。

現時の私的企業制の下に於て各府縣の農工銀行を併合せしめて、之を日本勸業銀行の支店たらしむるに於ては、支店制度に伴ふ弊害は表はれ來らざるを得ず、支店は其の地方の遊金を吸收するを以て業務の主眼と爲し、貸出の方は第二次的の業務となるを免れ難いけれども、國營制の下に於ける中央銀行の支店となる分ならば、斯かる弊害は之を避くるに難からず、所謂支店制の缺點を齎すことなくして、然かも其の長所を發揮するを得べきである。

## 五

今若し制度の根本的の改革として、日本勸業銀行をして全國の農工銀行を併合統一せしめ乍ら、之を國營制に變へてしまふに於ては、其の業務は公益を主眼に置き、全國の農業者に對して、公

3) 本誌第六卷第二號二七四頁以下參照

平に資金融通の道を與へ、たとへ僻遠の地に於ける小口の貸付といへども、之を厭ふことなくして、隅々まで手の届くことゝなるべきは當然である。國家の政務は本來斯くあるべきものであつて、大都市附近の貸付ならば、擔保地の價格査定も容易で、又其の價格も下落の恐なく、然かも貸付には費用を要すること少ければ、之をのみ好むで行ふといふが如きことは、國家政務としては許さるべからざることゝ屬する。僻陬の地に對する貸付は、業務の利益といふ點から見れば不得策でも、國家の政務とあらば、やはり遺憾なく行はなければならぬ筈のものである。然るに、日本勸業銀行が私的會社たる限りは、かゝる偏局せる業務を爲すことは、其の存立の理由の公共的方面より云へば不可なれども、その株式會社としての業務利益より云へば最も好ましき有利の遣り方と謂はねばならぬ。而してそが株式會社たり株主の私金を基として存立するものたるからには、此の後半面を全然無視して前半面をのみ眼中に置きて業務を行へといふは、無理なる注文と謂はねばならぬ。

之れ洵に國營制と私營制との立場の分るゝ所で、業務本來の性質上よりして國家業務は國內各地方、各階級、各人、各業體に對して公平無私たるべき筈のものとする。從て即ち今農業金融を國營と爲すに於ては、恰も鐵道國營に於て之を觀るが如く、鐵道網は、即ち金融網は、全國漫漶に行渡り、大都市附近の儲かる業務と併せて、邊鄙の儲からぬ地方の業務も、其の地方々々の必要が之を要求するだけの程度に應じては、是非とも行はるゝことゝなるべき筈である。若しその

場合に國營制であり乍ら尙ほ其の貸付業務が大都市附近に偏局するに於ては、それは制度の悪さが爲めではなく、業務の遣方の悪しが爲めであるから、それは飽迄議會や輿論の監督に於て矯正せられなければならぬ。

總べて右の如き理由からして、今や私は、農業不動産金融の國營制を主張する者であるが、併し私は獨り農業不動産金融に於てのみ、その國營制を主張するものではない。一面に於ては金融制度全般に涉つて、即ち商業金融たると工業金融たると農業金融たるとを問はず、總て之を國家の直營に移すの正當なるを信する者たると同時に、他面に於ては又、農業をものゝ完全なる社會化を行ふことの必要なるを感ずる者である。即ち農業の如き社會生活と密接必爾の關係を有し、公共的性質に富む業務は、完全に之を社會化することの到底免るべからざる必要事項たると同時に、金融といふが如き、吾等の社會的經濟生活が有機的に一體として造り上げられたる體系内に在つて、血脉の動を爲すべき任に在るものは、やはり之を社會をものに歸屬せしめて、その完全なる社會化を行ふことが、到底必要避くべからざる所に屬する次第である。

されば今私は、此の廣き意味に於ける社會化主義の立場より之を見て、農業に於ける不動産金融組織も同じく之を改革するほごならば、此の大局的必要に適應すべきやう思ひ切つて之を改革するの得策たるを信じ、其の意見を開陳する次第である。尤も此の要求は今の政府に向つて直ちに之を實行せむことを求むるとも、到底實現され得べきにあらざることば明白であるが、併し方

針はどうしても國營主義に向つて進むべきであつて、私はその早晚實現せらるゝに至るべきを確信する者である。而してたゞ之を農業不動産金融の國營を行ふといふことだけに就いて見れば、私の主張は決して突飛なものでも何でもない。獨逸の如きに在つては、中央及び西北部に於ける多くの聯邦は、十九世紀の三十年代以來之を實行して居るのであつて、彼の土地信用金庫 (Landescreditkassen) 及び土地改良地代銀行 (Landeskulturrentebanken) の如きは、大抵國家自身又は地方自治體の經營に屬して居る。獨逸以外に於ても、瑞西の多數カントン、那諾、瑞典、セルビア、澳太利、舊露西亞等にも、其の實例を見ることが出来るのである。

以上は勸農兩銀合併問題に對する私の所見の大様であるが、私はたゞ之を農業金融機關としての意義に於てのみ觀察して、議論をそれに限りたることを、最後に一言附記して置かねばならぬ。日本勸業銀行や各府縣農工銀行を、農工業に共通なる金融機關たらしむることの可否、又その業務上に於ける農工業間の貸付の分配關係等に就いては、猶ほ論議すべく多くのものが残つて居る。けれども、此事あるが爲めに、私の所見の大本は格別變つて來るわけではないから、茲には暫く問題を右のやうに農業としての利害の觀點より見ることに限つて置く次第である。而して國營制と爲すの必要は、農業金融機關としても、農工業共通の機關としても、其の主旨に於て毫も異なる所はないのである。(終)